

位置付け	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4に基づく広島県保健医療計画の一部として、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を補完するものです。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指します。 ■ 併せて、医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備します。
計画期間	令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間
全体像	<p>【地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外来医療機能に関する情報の可視化 ● 新規開業希望者等に対する情報提供 ● 外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組 <p>【医療機器の効率的な活用のための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機器の配置状況に関する情報の可視化 ● 医療機器の配置状況に関する情報提供 ● 医療機器の効率的な活用のための協議
目標	全圏域で「不足する外来医療機能」の解消を目指します。

診療所等の新規開業 医療機器の新規購入

を予定されている皆さまへ

広島県は、外来医療機能の偏在解消を目指すとともに、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備するため、広島県保健医療計画の一部として「広島県外来医療計画」を策定しました。令和2年4月以降で、次に該当される方は届出をお願いします。

届出の対象となる方

外来医師多数区域で新規開業を予定されている方

地域で不足する外来医療機能を担うことについて、「申出書」の提出を求めます。 **P2へ**

対象医療機器の購入を予定されている方(全ての地域)

共同利用に関する計画の有無や内容について、「共同利用計画書」の提出を求めます。 **P3へ**

外来医師多数区域
全国ベースで診療所医師数の多寡を評価・比較し、全国上位33.3%に該当した二次保健医療圏が外来医師多数区域となります。

圏域名	構成市町	多数区域
広島	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	●
広島西	大竹市, 廿日市市	●
呉	呉市, 江田島市	●
広島中央	竹原市, 東広島市, 大崎上島町	●
尾三	三原市, 尾道市, 世羅町	●
福山・府中	福山市, 府中市, 神石高原町	
備北	三次市, 庄原市	

対象医療機器
対象となる医療機器は次の5品目となります。

項目	種別
CT	全てのマルチスライスCT(16列未満) (16列以上64列未満) (64列以上) その他のCT
MRI	1.5テスラ未満 1.5テスラ以上3.0テスラ未満 3.0テスラ以上
PET	PET及びPET-CT
放射線治療	リニアック及びガンマナイフ
マンモグラフィ	マンモグラフィ

地域で不足する外来医療機能
不足する機能に●を付しています。

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	へき地
広島	●	●	●			
広島西	●	●	●			
呉	●	●				
広島中央	●	●	●		●	
尾三	●	●		●	●	
福山・府中	●	●	●		●	
備北	●	●	●		●	●

共同利用の方針
医療機器の共同利用の方針は、全圏域共通かつ、全医療機器共通となっています。

- 対象医療機器(CT, MRI, PET, マンモグラフィ, 放射線治療)については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

- 共同利用計画に盛り込むべき事項**
- ・ 共同利用の相手方となる医療機関
 - ・ 共同利用の対象とする医療機器
 - ・ 保守、整備等の実施に関する方針
 - ・ 画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

《医療法にかかる病院・診療所の関係申請書類等提出先》

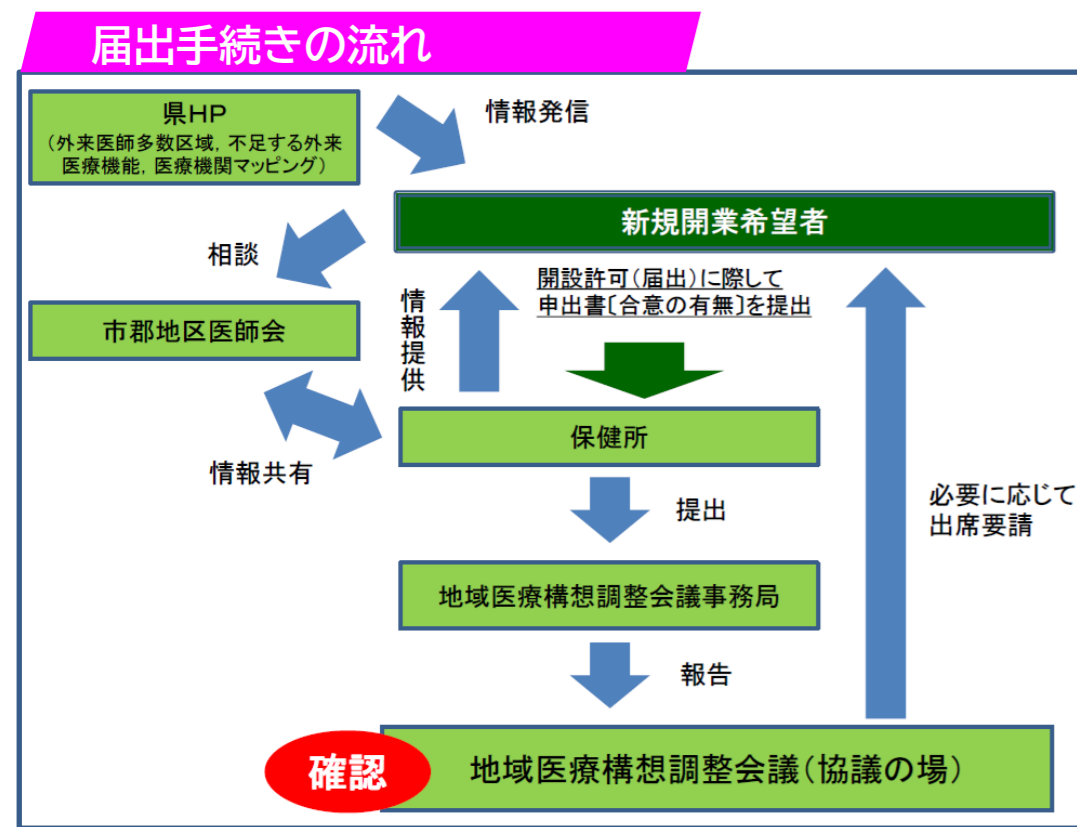
所管区域	届出窓口	所在地	電話番号
広島市	広島市保健所医療政策課	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	(082) 241-1585
呉市	呉市保健所地域保健課	〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13 (すこやかセンター)	(0823) 25-3532
福山市	福山市保健所総務課	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 福山すこやかセンター5階	(084) 928-1164
大竹市, 廿日市市	西部厚生環境事務所・保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	(0829) 32-1181
安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	西部厚生環境事務所・保健所 広島支所	〒730-0011 広島市中区基町10-52	(082) 228-2111
江田島市	西部厚生環境事務所・保健所 呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	(0823) 22-5400
竹原市, 東広島市, 大崎上島町	西部東厚生環境事務所・保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	(082) 422-6911
三原市, 尾道市, 世羅町	東部厚生環境事務所・保健所	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	(0848) 25-2011
府中市, 神石高原町	東部厚生環境事務所・保健所 福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	(084) 921-1311
三次市, 庄原市	北部厚生環境事務所・保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	(0824) 63-5181

- 県内の医療機関・医療機器の配置状況(マッピング)や外来医師多数区域及び「地域で不足する外来医療機能」の最新情報については、広島県のホームページをご覧ください。
- 「申出書」や「共同利用計画書」の電子データもダウンロードいただけます。

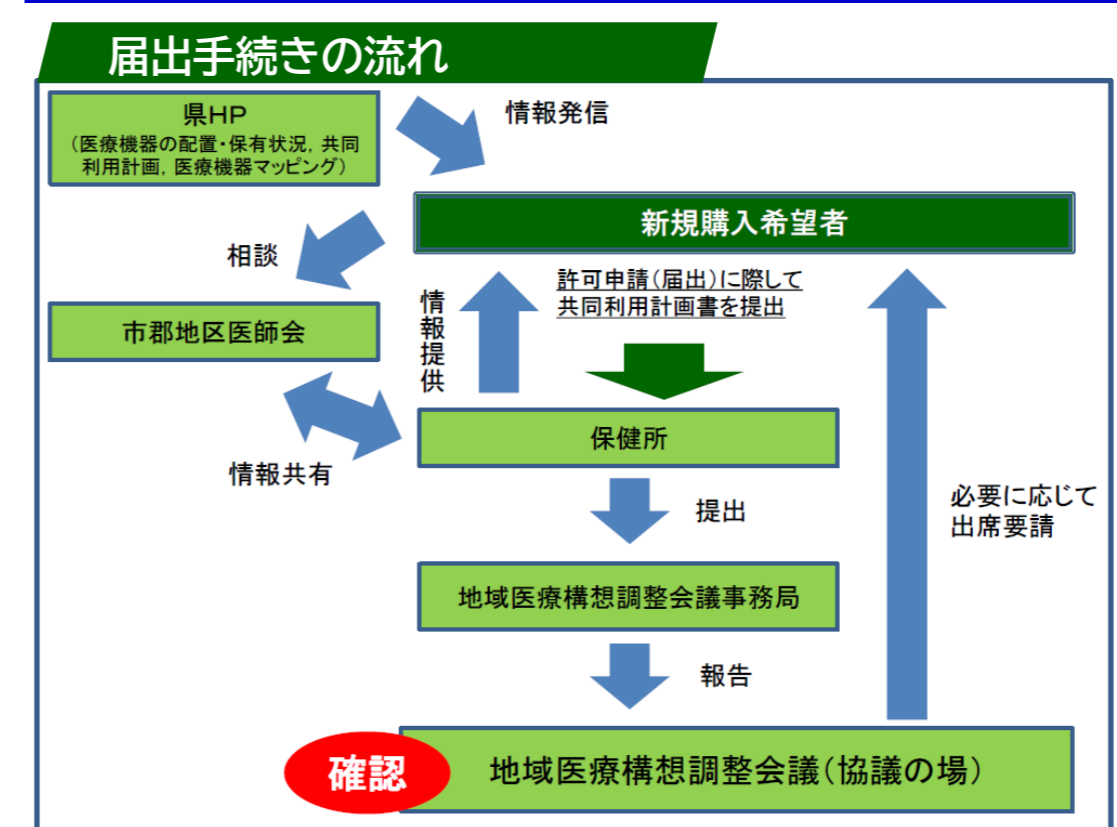
問い合わせ先 **082-513-3064**
 広島県健康福祉局医療介護計画課
 〒730-8511 広島市中区基町10-52

新規開業手続きについて(外来医師多数区域)

医療機器購入手続きについて(全ての圏域)



- ① 県HP等により、二次保健医療圏ごとの外来医師偏在指標や地域で不足する外来医療機能、医療機関のマッピングに関する情報を公表します。
 - ② 新規開業希望者が保健所に開設許可(届出)に際して申出書(合意の有無)を提出
 - ③ ②の申出書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、合意が無い場合や申出書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規開業希望者の出席を要請します。
- ※ 合意の有無や合意内容により、診療所の開設が妨げられるものではありません。



- ① 県HP等により、二次保健医療圏ごとの医療設備・機器等の配置情報や共同利用方針を公表します。
 - ② 新規購入希望者が保健所に許可申請(届出)に際して共同利用計画書を提出
 - ③ ②の共同利用計画書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、共同利用を行わない場合や共同利用計画書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規購入希望者の出席を要請します。
- ※ 共同利用の有無や計画内容により、対象医療機器の購入・更新が妨げられるものではありません。

申出書の記載方法

記載方法	
①	担当者と連絡のとれる電話番号を記載してください。
②	地域で不足する外来医療機能を担うことについて合意される場合は、「合意する」の口にチェックの上、その内容を具体的に記載してください。 なお、最新の「地域で不足する外来医療機能」については、広島県ホームページにより確認してください。
③	地域で不足する外来医療機能を担うことについて合意されない場合は、「合意しない」の口にチェックの上、その理由を具体的に記載してください。 なお、合意をしない理由については、地域医療構想調整会議で説明を求めることがあります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外来医師多数区域に該当しない地域で開業される場合は、申出書の提出は不要です。 ○ 「地域で不足する外来医療機能」については、地域の医療ニーズの変化や充足度に応じて、適宜見直しを行います。

外来医療機能に係る申出書

広島県知事様

①	名称	
	所在地	
	開設年月日	
	担当者名	
	連絡先	

開設するにあたって、当該地域で不足する外来医療機能を担うことについて

合意する

② <担う外来医療機能等を具体的に記載>

合意しない

③ <合意をしない理由>

共同利用計画書の記載方法

記載方法	
①	担当者と連絡のとれる電話番号を記載してください。
②	該当する医療機器の種別を一つ〇で囲ってください。(複数の対象医療機器を同時購入される場合は、種別ごとに共同利用計画書を作成してください。)
③	共同利用を行う場合はその方法、共同利用を行わない場合は、その理由を具体的にご記載ください。 なお、共同利用を行わない理由については、地域医療構想調整会議で説明を求めることがあります。
④	共同利用の相手方となる医療機関が決まっていない場合は、「当院に対して共同利用の申し出があった医療機関」などと記載し、備考欄に自院において、共同利用の相手先となる医療機関を確保するための取組を記載してください。
⑤	保守点検計画については、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(平成30年6月12日付け医政地発0612第1号・医政経発0612第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長及び経済課長連名通知)を参考にしてください。
⑥	該当する提供方法を〇で囲ってください。 ※ ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)などICTを活用したネットワークの利用もご検討ください。

医療機器の共同利用計画書

広島県知事様

①	名称	
	所在地	
	診療科	
	連絡先	
②	種別	マルチスライスCT (16列未満・16列以上64列未満・64列以上) その他のCT MRI (1.5T未満・1.5T以上3.0T未満・3.0T以上) PET・PET-CT 放射線治療(リニアック・ガンマナイフ) マンモグラフィ
	製造者名	
	型式及び容量	
	設置年月日	年 月 日
	共同利用の方針	共同利用を行う <input type="checkbox"/> 共同利用を行わない <input type="checkbox"/>
	共同利用に係る取組の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
③	共同利用の方針	・連携先の病院又は診療所による機器使用 ・連携先の病院又は診療所からの患者の受入、画像情報及び画像診断情報の提供 ・その他()
	共同利用を行わない場合の理由	
④	共同利用の相手方	名称 所在地
	共同利用の相手方医療機関	
	上記以外に共同利用の相手方医療機関について (追加可能 <input type="checkbox"/> 追加不可 <input type="checkbox"/>)	
⑤	保守点検計画の策定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	保守点検予定時期、時期、方法	
⑥	画像情報及び画像診断情報の提供に際する方針(提供方法)	ネットワーク・デジタルデータ(CD・DVD)・紙ベース・その他
	備考	

※ 「共同利用相手方医療機関」について、共同利用の相手方となる医療機関が決まっていない場合は、「当院に対して共同利用の申し出があった医療機関」などと記載し、備考欄に自院において、共同利用の相手方となる医療機関を確保するための取組を記載すること。

- ### Q & A
- ① 初期救急とは？ ⇒ 休日・夜間における比較的軽症な救急患者に対応(在宅当番医制や休日夜間急患センターなど)
 - ② 在宅医療とは？ ⇒ 患者の日常生活の場において必要な医療を提供(訪問診療・往診、看取りなど)
 - ③ 公衆衛生とは？ ⇒ 公衆衛生に係る医療を提供(学校医、産業医、予防接種、健康診断・検診など)
 - ④ ヘき地医療とは？ ⇒ 無医地区等における医療の提供(へき地診療所、巡回診療など)

- ### Q & A
- 地域医療支援病院は？ ⇒ 既に行っている共同利用の内容に変更が無い場合(機器の更新等)は、直近の「業務報告書」の添付により、共同利用計画書の一部を省略することができます。
 - MRI更新等は？ ⇒ 許可申請(届出)を行わない場合も、共同利用計画書の提出は必要です。
 - 共同利用の範囲は？ ⇒ 共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合も含まれます。

地域医療構想調整会議

- ・ 二次保健医療圏ごとに、診療に関する学識経験者の団体及び医療・介護関係者、医療保険者、その他の関係者等との連携を図り、地域医療構想の達成のための協議を行う場として、構想区域ごとに県が設置しています。
- ・ 広島県外来医療計画においても、医療法第30条の18の2第1項に定める「外来医療に係る提供体制に関する協議の場」及び「医療機器の効率的な活用に係る協議の場」は、各圏域に設置している地域医療構想調整会議としています。
- ・ 協議の場では、「外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項」や「医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に係る事項」について協議を行い、その結果を公表することとしています。